

## 習志野市大久保地区公共施設再生事業手法検討専門委員会設置要領

(目的)

第1条 大久保地区公共施設再生事業の設計施工及び運営等を官民連携事業として実施するにあたり、その事業手法を検討することを目的として、習志野市大久保地区公共施設再生事業手法検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から検討し協議を行い、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 大久保地区公共施設再生事業を官民連携により実施する際の事業手法に関すること
- (2) その他、大久保地区公共施設再生事業の実施に関すること

2 前項の検討にあたっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

- (1) 敷地・建物等に関する法規制等の前提条件
- (2) 官民の役割、事業範囲及び業務分担
- (3) 官民連携による事業方式
- (4) リスク分担

(組織等)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織し、下記の者から市長が委嘱する。

- (1) 都市開発に関し知識経験を有する者
- (2) 建築・都市計画に関し知識経験を有する者
- (3) 都市公園関連諸法規則に関し知識経験を有する者
- (4) 地域経済の振興に関し知識経験を有する者
- (5) 施設経営に関し知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の設置期限までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を招集し、議事を掌る。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとする。

4 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部資産管理室資産管理課が処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

- 2 委員は、大久保地区公共施設再生事業に係る施設整備及び運営事業者に応募する事業者の支援に携わることはできない。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行し、平成28年3月31日限り、その効力を失う。